

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月15日

【四半期会計期間】 第35期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Omega Project Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 宜彰

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田1-26-7

【電話番号】 03-3493-3080

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村上 東哲

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田1-26-7

【電話番号】 03-3493-3080

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村上 東哲

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期 第3四半期 連結累計期間	第35期 第3四半期 連結累計期間	第34期 第3四半期 連結会計期間	第35期 第3四半期 連結会計期間	第34期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	2,335,713	2,249,056	694,841	610,788	3,079,282
経常損失() (千円)	448,099	94,614	218,673	86,161	522,359
四半期(当期)純損失() (千円)	1,502,860	81,712	359,697	31,538	1,772,561
純資産額 (千円)			983,429	764,660	715,561
総資産額 (千円)			3,161,775	2,528,382	2,711,519
1株当たり純資産額 (円)			3.11	2.02	1.79
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	9.24	0.39	1.81	0.15	10.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			19.6	17.1	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	605,552	26,403			366,245
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	853,912	54,634			1,117,829
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	952,454	48,490			976,432
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			194,642	213,797	193,772
従業員数 (名)			167	160	166

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	160 (86)
---------	-------------

(注1)従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

(注2)従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー・アルバイト)の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	13
---------	----

(注)従業員数は就業人数であり、役員、使用人兼務役員は除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの提供するサービスは受注生産形態をとらないものが多く、事業の種類別に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
レジャー事業	561,781	9.2
映像・音盤関連事業	49,007	6.6
投資事業		100.0
その他の事業		100.0
合計	610,788	12.1

(注1) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第3四半期連結会計期間におきましても営業損失97,363千円、経常損失86,161千円、四半期純損失31,538千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所による営業強化とともに、イベント企画の策定及びPR戦略を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏への営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開等によるお客様単価の向上を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めます。また、積極的な営業活動を強化することにより、業務案件の増加などを図ります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、より慎重な市場動向の調査を図ります。また、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の効率化を図ります。

グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、継続的に関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管

理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面において、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、従前からの世界的な景気後退の一部に回復の兆しがみられるものの、企業収益の減少にともなう雇用・所得環境の悪化等により、個人消費の低迷が続くなど、依然として厳しい状況にありました。

このような状況下、レジャー事業を取巻く業界におきましては円高による外国人観光客の減少や新型インフルエンザの影響等により、厳しい状況となりました。映像・音盤関連事業を取巻く業界におきましては、広告市場全体の広告収入が減少する等、企業の広告費用の削減が顕在化しております。投資事業を取巻く業界においては、市場の混乱は終息に向かい安定を取り戻しつつありますが、依然として先行き不透明な状況が続いております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの業績は、売上高6億10百万円（前年同四半期に比べ12.1%減）、営業損失97百万円（前年同四半期は営業損失219百万円）、経常損失86百万円（前年同四半期は経常損失218百万円）、四半期純損失31百万円（前年同四半期は四半期純損失359百万円）となりました。

当第3四半期連結会計期間の概況を部門別に申し上げますと次のとおりであります。

(レジャー事業)

当第3四半期連結会計期間におけるレジャー事業につきましては、株式会社サポテンパークアンドリゾートが運営する伊豆3公園（伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆海洋公園）及び「伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーと」は、旅行代理店向けの個人・団体プラン、修学旅行及び企業向け団体客の誘致等、営業活動を積極的に展開してまいりました。しかしながら、新型インフルエンザや、昨年12月において発生しました伊豆半島東方沖を震源とする地震の影響等により、伊豆地域全体の旅行客が減少いたしました。

この他に伊豆スカイラインカントリー株式会社が運営する伊豆スカイラインカントリー倶楽部も順調に稼動しております。

以上の結果、レジャー事業における売上高は5億61百万円（前年同四半期に比べ9.2%減）となり、営業損失59百万円（前年同四半期は営業損失8百万円）となりました。

（映像・音盤関連事業）

当第3四半期連結会計期間における映像・音盤関連事業につきましては、株式会社FLACOCOによるTV-CM制作「学校法人 東海大学」及び三和種類株式会社の「iichiko」「いいちこ 日田全鞠」を手掛けました。

また、当社グループが保有するコンテンツの二次利用による著作権収入がありました。

以上の結果、映像・音盤関連事業においては、売上高49百万円（前年同四半期に比べ6.6%減）となり、営業損失19百万円（前年同四半期は営業損失1億円）となりました。

（投資事業）

当第3四半期連結会計期間における投資事業につきましては、売上高はなく営業損失17百万円となりました（前年同四半期は売上高12百万円、営業損失74百万円）。

（その他の事業）

当第3四半期連結会計期間におけるその他の事業につきましては、売上高はなく営業損失2百万円となりました（前年同四半期は売上高11百万円、営業損失37百万円）。

（2）財政状態の分析

1. 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1億35百万円減少し、5億22百万円となりました。これは主として、有価証券が1億24百万円減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて47百万円減少し、20億6百万円となりました。これは主として、減価償却費によるものであります。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて1億83百万円減少し、25億28百万円となりました。

2. 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて2億6百万円減少し、10億72百万円となりました。これは主として、未払金が2億27百万円減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて25百万円減少し、6億91百万円となりました。これは主として、長期借入金が18百万円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2億32百万円減少し、17億63百万円となりました。

3. 純資産

純資産合計は、7億64百万円となりました。

1株当たり純資産は、前連結会計年度末より23銭増加し、2円02銭となりました。また、自己資本比率は前連結会計年度末の13.2%から17.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、第2四半期会計期間末に比べ31百万円減少し、2億13百万円(前年同四半期は1億94百万円)となりました。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、獲得した資金は76百万円(前年同四半期は43百万円の資金使用)となりました。これは主として、減価償却費の増加30百万円によるものであります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、獲得した資金は6百万円(前年同四半期は20百万円の資金使用)となりました。これは主として、貸付金の回収によるものであります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、使用した資金は114百万円(前年同四半期は100百万円の資金獲得)となりました。これは主として、借入金の返済によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について、特記すべき事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略と見通し

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第3四半期連結会計期間におきましても営業損失97,363千円、経常損失86,161千円、四半期純損失31,538千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所による営業強化とともに、イベント企画の策定及びPR戦略を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏への営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開等によるお客様単価の増加を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチユース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めます。また、積極的な営業活動を強化することにより、業務案件の増加などを図ります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、より慎重な市場動向の調査を図ります。また、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の効率化を図ります。

グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、継続的に関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面において、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	214,965,372	214,965,372	ジャスダック証券 取引所 フランクフルト証 券取引所	単元株式数は100株でありま す。 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	214,965,372	214,965,372		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりです。

（1）平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年3月2日取締役会決議

（第1回ストック・オプション）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	3,950個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき260円
新株予約権の行使期間	平成17年3月10日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 260円 資本組入額 130円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

(2) 平成17年2月25日開催臨時株主総会決議に基づく平成17年8月17日取締役会決議

(第2回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	5,580個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	558,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき215円
新株予約権の行使期間	平成17年8月26日から 平成22年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 215円 資本組入額 108円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあること要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。</p> <p>その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成17年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成17年4月1日付けで10株を1株に併合する株式併合が行われております。新株予約権の数、目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合に伴う調整後の数字を記載しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は次のとおりであります。

（１）平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成18年9月4日取締役会決議

（第3回ストック・オプション）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	7,500個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき140円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年9月19日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 140円 資本組入額 70円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあること要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

（注1）新株予約権1個当たり当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1株未満の端数は切り捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の修正を行うものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(2) 平成18年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成19年1月16日取締役会決議

(第 4 回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	8,300個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	830,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき84円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年1月30日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 84円 資本組入額 42円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあること要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の修正を行うものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(3) 平成19年6月27日開催定時株主総会決議に基づく平成20年4月21日取締役会決議

(第 5 回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	21,450個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,145,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき21円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月22日から 平成23年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 21円 資本組入額 11円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあること要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の修正を行うものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

(4) 平成21年6月29日開催定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議

(第 6 回ストック・オプション)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	14,449個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,444,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき9円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 9円 資本組入額 5円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、及び従業員の地位にあること要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の権利行使期間内の死亡の場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。 その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権1個当たり当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。

なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

(注2) 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価格は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）が行われる場合、上記行使価格は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める行使価額の修正を行うものとする。

(注3) 組織再編行為時の取扱い

当社が株式交換又は株式移転の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、完全親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条項に基づき交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

交付される各新株予約権の行使に際して出される財産の価格は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間は満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注4)の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(注4) 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権割当契約者は規定により新株予約権が喪失した場合、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約が締結されたとき、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他、いつでも取締役会の決議に基づき本新株予約権を取得し、これを無償で償却することができる。

第三者割当により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 平成19年12月28日取締役会決議

(第 5 回新株予約権)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	41個 (注 1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,250,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき24円 (注 2)
新株予約権の行使期間	平成20年1月15日から 平成22年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24.144円 資本組入額 13円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 3)

(注 1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、62,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)250,000株)。

但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注 2) 1 行使価額の修正

後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2)本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(2) 平成20年6月25日開催定時株主総会決議

(第 6 回新株予約権)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	188個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	94,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき12円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年6月26日から 平成22年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 12.036円 資本組入額 7円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使に当たっては一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、175,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)500,000株)。

但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注2) 1 行使価額の修正

後記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に定める新株予約権の取得に係る通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正するものとする。

2 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき、
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注3) 1 当社は、吸収合併による消滅、株式移転及び株式交換により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償にて取得できるものとする。
- 2 当社は、新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、(1)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知し、(2)本新株予約権証券が発行されている場合は、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会の定める取得日に、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができるものとする。一部取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、通知がなされてから取得日までの期間に本新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使時の行使価額を120%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日		214,965,372		596,275		72,328

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、ユニオンホールディングス株式会社から平成21年12月24日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成21年12月16日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ユニオンホールディングス 株式会社	東京都板橋区志村二丁目19番17号	6,534,500	3.04

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注1)	(自己保有株式) 普通株式 160,000		
完全議決権株式(その他) (注2)	普通株式 214,804,200	2,148,042	
単元未満株式	普通株式 1,172		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	214,965,372		
総株主の議決権		2,148,042	

(注1)「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

(注2)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が291,100株(議決権の数2,911個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) オメガプロジェクト・ ホールディングス株式 会社	東京都品川区西五反田1 -26-7	160,000		160,000	0.07
計		160,000		160,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	6	7	9	11	11	9	10	10	6
最低(円)	4	4	7	9	7	6	6	1	4

(注)株価は、株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役会長		横濱 豊行	平成21年11月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、KDA監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	215,797	193,772
売掛金	28,318	40,544
未収入金	40,574	50,281
有価証券	-	124,940
営業投資有価証券	-	9,130
商品等	47,617	39,793
映像配給権	-	6,940
前渡金	102,015	103,416
短期貸付金	25,740	25,840
その他	89,584	90,680
投資損失引当金	-	218
貸倒引当金	27,288	27,288
流動資産合計	522,359	657,833
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	593,526	615,557
コース勘定	361,097	359,972
土地	618,974	621,966
その他(純額)	97,861	111,895
有形固定資産合計	1,671,458	1,709,391
無形固定資産		
のれん	23,358	36,858
その他	837	647
無形固定資産合計	24,195	37,506
投資その他の資産		
投資有価証券	231,114	207,741
長期貸付金	72,960	94,508
長期化営業債権	6,119	526,183
破産更生債権等	562,059	-
その他	27,457	39,413
投資損失引当金	20,592	-
貸倒引当金	568,750	561,058
投資その他の資産合計	310,368	306,788
固定資産合計	2,006,022	2,053,685
資産合計	2,528,382	2,711,519

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	141,460	190,372
短期借入金	28,800	53,700
1年内返済予定の長期借入金	10,000	-
未払金	518,389	746,362
預り金	58,689	37,587
未払法人税等	2,989	1,747
賞与引当金	40,136	49,682
その他	271,623	199,269
流動負債合計	1,072,089	1,278,721
固定負債		
長期借入金	-	18,700
退職給付引当金	223,651	218,614
役員退職慰労引当金	40,001	38,392
会員預り金	384,780	387,630
その他	43,200	53,900
固定負債合計	691,632	717,236
負債合計	1,763,721	1,995,958
純資産の部		
株主資本		
資本金	596,275	1,221,627
資本剰余金	112,989	1,092,591
利益剰余金	248,391	1,940,236
自己株式	13,467	13,467
株主資本合計	447,405	360,514
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,999	3,452
評価・換算差額等合計	13,999	3,452
新株予約権	33,141	63,693
少数株主持分	298,114	294,806
純資産合計	764,660	715,561
負債純資産合計	2,528,382	2,711,519

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	2,335,713	2,249,056
売上原価	1,068,833	859,965
売上総利益	1,266,879	1,389,091
販売費及び一般管理費	1,754,300	1,504,950
営業利益	487,420	115,859
営業外収益		
受取利息	33,388	6,393
その他	33,916	34,550
営業外収益合計	67,305	40,944
営業外費用		
支払利息	3,090	2,466
債券先物取引評価損	8,712	-
持分法による投資損失	7,633	15,195
その他	8,548	2,036
営業外費用合計	27,984	19,699
経常利益	448,099	94,614
特別利益		
新株予約権戻入益	-	31,943
投資有価証券売却益	7,791	-
債務免除益	-	15,478
その他	2,954	11,613
特別利益合計	10,745	59,036
特別損失		
営業投資有価証券評価損	82,731	-
投資有価証券評価損	158,012	6,698
投資損失引当金繰入額	-	20,373
貸倒引当金繰入損	762,022	9,592
のれん償却額	75,836	-
その他	7,765	4,093
特別損失合計	1,086,368	40,757
税金等調整前四半期純利益	1,523,722	76,335
法人税、住民税及び事業税	2,226	2,069
少数株主利益	23,088	3,307
四半期純利益	1,502,860	81,712

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	694,841	610,788
売上原価	334,109	228,553
売上総利益	360,731	382,235
販売費及び一般管理費	1 580,200	1 479,598
営業利益	219,468	97,363
営業外収益		
受取利息	2,685	2,140
その他	12,712	16,596
営業外収益合計	15,397	18,736
営業外費用		
債券先物取引評価損	8,712	-
持分法による投資損失	3,972	5,648
その他	1,918	1,886
営業外費用合計	14,602	7,535
経常利益	218,673	86,161
特別利益		
新株予約権戻入益	-	26,876
債務免除益	-	15,478
投資損失引当金戻入額	-	39,703
特別利益合計	-	82,059
特別損失		
有価証券評価損	-	3,949
営業投資有価証券評価損	44,812	-
投資有価証券評価損	-	6,698
貸倒引当金繰入損	-	11,934
のれん償却額	75,836	-
その他	8,657	143
特別損失合計	129,306	22,725
税金等調整前四半期純利益	347,980	26,827
法人税、住民税及び事業税	956	956
少数株主利益	10,761	3,754
四半期純利益	359,697	31,538

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,523,722	76,335
減価償却費	79,103	87,132
のれん償却額	114,615	13,500
貸倒引当金の増減額(は減少)	142,089	7,692
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,018	8,096
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5,739	3,359
賞与引当金の増減額(は減少)	8,735	9,545
株式報酬費用	6,840	2,999
受取利息及び受取配当金	33,392	6,397
支払利息	3,090	2,466
株式交付費	1,956	169
為替差損益(は益)	336	233
投資有価証券売却損益(は益)	7,791	-
投資有価証券評価損益(は益)	158,012	6,698
持分法による投資損益(は益)	7,633	15,195
売上債権の増減額(は増加)	247,954	61,029
商品有価証券の増減額(は増加)	1,691	-
営業投資有価証券の増減額(は増加)	171,683	9,130
商品等の増減額(は増加)	1,402	7,824
映像配給権の増減額(は増加)	2,800	6,940
仕入債務の増減額(は減少)	351,978	45,068
前渡金の増減額(は増加)	26,296	1,400
その他の流動資産の増減額(は増加)	90,375	72,501
未収消費税等の増減額(は増加)	2,208	20,940
その他の流動負債の増減額(は減少)	234,153	12,805
長期化営業債権の増減額(は増加)	628,109	2,307
その他の固定資産の増減額(は増加)	75,696	191
その他の固定負債の増減額(は減少)	5,600	13,250
未払法人税等の増減額(減少額)	8,086	1,192
その他	2,364	26,118
小計	590,669	29,004
利息及び配当金の受取額	7,757	6,009
利息の支払額	10,560	2,146
法人税等の支払額	12,079	6,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	605,552	26,403

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	20,000
定期預金の払戻による収入	-	18,000
投資有価証券の売却による収入	-	17,071
有形固定資産の取得による支出	95,138	54,301
ゴルフ会員権の売却による収入	-	1,600
貸付けによる支出	933,205	74,805
貸付金の回収による収入	174,432	62,989
その他	-	5,187
投資活動によるキャッシュ・フロー	853,912	54,634
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	297,500	109,636
長期借入金の返済による支出	21,544	8,700
株式の発行による収入	1,271,498	166,826
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	952,454	48,490
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,343	233
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	508,353	20,025
現金及び現金同等物の期首残高	702,996	193,772
現金及び現金同等物の四半期末残高	194,642	213,797

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、平成20年3月期に引続きまして、平成21年3月期におきましても営業損失597,540千円、当期純損失1,772,561千円を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、当第3四半期連結会計期間におきましても営業損失97,363千円、経常損失86,161千円、四半期純損失31,538千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

平成22年3月期に当該事象を解消すべく、レジャー事業においては、本年5月に開設した東京営業所による営業強化とともに、イベント企画の策定及びPR戦略を強化し、既存の施設及び販売商品のメディア露出の増加などによる広報を強化し、巨大な首都圏のマーケットにおけるお客様獲得の推進と、既存の営業所による関西圏への営業基盤の拡大を図ります。また、各施設のオリジナル商品の開発・販売の展開等によるお客様単価の増加を図ります。

映像・音盤関連事業においては、CM・ドラマ・映画等のコンテンツポートフォリオの更なる最適化と、既存のコンテンツのマルチコース、継続的な製作により、昨今の厳しい映像業界において、収益・事業の安定化を図るとともに、利益率強化のための新たな事業モデルの開発を進めます。また、積極的な営業活動を強化することにより、業務案件の増加などを図ります。

投資事業においては、各案件ごとに緻密なデューデリジェンスを実施するとともに、より慎重な市場動向の調査を図ります。また、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の効率化を図ります。

グループ全体といたしましては、経営効率を高めるためのグループ経営改革の実施と、継続的に関係会社の不採算事業の整理・縮小を行うとともに、経費・人材配置の見直しなどにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また、財務体質の強化、繰越損失の解消、キャッシュ・フロー面における改善につきましては、引続き債権回収及び保有資産の売却の検討、未行使分の第6回の新株予約権については、投資家と継続的に協議し資本支援を依頼するとともに、権利譲渡を視野に入れ、新たな支援者による権利行使可能性の検討、未行使リスクの分散化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金調達の面において、重要な不確実性が認められております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は954千円であります。
2	前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資損失引当金繰入額」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分載記することといたしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資損失引当金繰入損」は2,466千円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
1	税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、 1,031,205千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、 958,421千円であります。
2 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 153,206千円	2 偶発債務 保証債務 (1) 下記の連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 スイート・ベイジル(株) 160,518千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与手当 444,200 千円	給与手当 422,370 千円
広告宣伝費 218,493 千円	支払手数料 93,067 千円
支払手数料 151,220 千円	減価償却費 87,132 千円
賞与引当金繰入額 79,238 千円	賞与引当金繰入額 70,756 千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与手当 146,281 千円	給与手当 140,211 千円
広告宣伝費 87,232 千円	減価償却費 30,344 千円
支払手数料 46,336 千円	支払手数料 28,006 千円
賞与引当金繰入額 35,242 千円	賞与引当金繰入額 12,796 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)
現金及び預金 194,642千円	現金及び預金 215,797千円
預入期間が3か月超の定期預金	預入期間が3か月超の定期預金 2,000千円
現金及び現金同等物 194,642千円	現金及び現金同等物 213,797千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	214,965,372

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	160,046

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	110,372,900	33,141
連結子会社			
合計		110,372,900	33,141

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

前連結会計年度末に比して、以下のとおり株主資本の金額に著しい変動が認められます。

(千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	1,221,627	1,092,591	1,940,236	13,467	360,514
当第3四半期末までの変動額					
資本金の取崩	721,627	721,627			
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替		1,773,557	1,773,557		
新株の発行	96,275	72,328			168,603
四半期純損失			81,712		81,712
自己株式の取得				0	0
当第3四半期末までの変動額合計	625,351	979,602	1,691,844	0	86,890
当第3四半期末残高	596,275	112,989	248,391	13,467	447,405

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	レジャー 事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	618,644	52,446	12,500	11,250	694,841		694,841
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	359		54,600	8,571	63,531	63,531	
計	619,004	52,446	67,100	19,821	758,372	63,531	694,841
営業利益又は営業損失()	8,865	100,697	74,968	37,442	221,974	2,505	219,468

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業のシナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	レジャー 事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	561,781	49,007			610,788		610,788
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	424		47,619	8,571	56,614	56,614	
計	562,205	49,007	47,619	8,571	667,403	56,614	610,788
営業利益又は営業損失()	59,607	19,088	17,407	2,687	98,791	1,428	97,363

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業のシナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,996,825	274,057	13,071	51,759	2,335,713		2,335,713
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	861	2,844	169,200	25,714	198,620	198,620	
計	1,997,686	276,902	182,271	77,473	2,534,333	198,620	2,335,713
営業利益又は営業損失()	34,785	255,624	205,138	68,960	494,938	7,517	487,420

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業のシナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	レジャー事業 (千円)	映像・音盤 関連事業 (千円)	投資事業 (千円)	その他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,056,585	188,767	3,704		2,249,056		2,249,056
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	712		142,857	25,714	169,283	169,283	
計	2,057,297	188,767	146,561	25,714	2,418,340	169,283	2,249,056
営業利益又は営業損失()	5,314	57,343	63,919	4,339	120,287	4,428	115,859

(注) 事業区分は事業内容を勘案して、下記の通り区分しております。

レジャー事業

テーマパーク及びスポーツレジャー施設の運営の管理・指導。

映像・音盤関連事業

映画の劇場放映権、CD・DVD化権など映像ソフトの権利販売、ビデオ販売、ビデオレンタル及び映像制作請負等。

投資事業

事業のシナジーが見込まれる企業への投資・育成やコンテンツファンドへの投資等。

その他の事業

不動産事業等。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高の全額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)海外売上高の合計が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

当第3四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	26,876千円
----------	----------

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
2.02円	1.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	764,660	715,561
普通株式に係る純資産額(千円)	433,405	357,061
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	33,141	63,693
少数株主持分	298,114	294,806
普通株式の発行済株式数(株)	214,965,372	199,910,272
普通株式の自己株式数(株)	160,046	160,023
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	214,805,326	199,750,249

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 9.24円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ いては、1株当たり四半期純損失が計上されているため 記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 0.39円 同左

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 () (千円)	1,502,860	81,712
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	1,502,860	81,712
普通株式の期中平均株式数(株)	162,580,089	207,965,183
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	第6回新株予約権(普通 株式10,450万株)なお、 概要は「第4提出会社 の状況、1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載の通りであり ます。	会社法第236条、第238条 及び第239条の規定に基 づき発行した新株予約権 (ストック・オプション) 平成21年6月29日定時株 主総会決議、平成21年6 月30日取締役会決議 14,449個。なお、概要は 「第4提出会社の状況、 1.株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 1.81円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 0.15円 同左

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失() (千円)	359,697	31,538
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	359,697	31,538
普通株式の期中平均株式数(株)	198,418,767	214,805,326
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第6回新株予約権(普通株式10,450万株)なお、概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

株式会社アニマルフィルムボンドカンパニーの解散の件

当社の連結子会社であります株式会社アニマルフィルムボンドカンパニー（以下「AFBC社」という。）は、平成22年2月10日開催の同社臨時株主総会にて、解散決議がなされました。

(1) 解散の理由

当社グループにおけるレジャー事業のうち、AFBC社は動物を使った各種イベントや、動物出演の映像制作に特化した分野を手掛け、株式会社サポテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という。）は主に動植物をテーマにしたエンタテインメント施設の運営・管理を展開してまいりました。このような状況下、昨今の厳しい経済状況の中、当社グループはグループ会社の財務状況等の見直しによる事業の効率化を推進しており、今後はSPR社に経営資源を一本化することで事業の効率化や費用削減を図り、レジャー事業の収益を強化することを目的に、AFBC社を解散するとの結論に至りました。

(2) 解散する子会社の概要

商号 株式会社アニマルフィルムボンドカンパニー

代表者名 堤 秀世

本店所在地 東京都品川区

設立年月日 平成19年1月17日

主な事業内容 各種イベントの企画・実演、映像制作等

事業年度の末日 3月31日

資本金の額 1,000万円

大株主構成及び所有割合 オメガ・プロジェクト株式会社（100%）

(3) 解散の日程

平成22年2月10日 臨時株主総会にて解散を決議

平成22年4月26日 解散（予定）

平成22年5月上旬 清算完了（予定）

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオメガプロジェクト・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成19年3月期に続き、平成20年3月期においても大幅な当期純損失を計上しており、当第3四半期においても四半期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオメガプロジェクト・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成20年3月期に続き、平成21年3月期においても当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための改善策は、当該注記に記載されているが、当該改善策を進めるための資金調達の面において、重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は、四半期連結財務諸表には反映していない。

2. 重要な後発事象には、平成22年2月10日開催の当社の連結子会社株式会社アニマルフィルムボンドカンパニーの臨時株主総会において、同社の解散の決議がされた旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。